

[事案 2023-53] 契約解除取消請求

・令和6年3月29日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、入院一時金等が支払われなかったことを不服として、解除の取消しと給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年4月から同年6月までうつ病により入院したため、令和4年1月に契約した医療保険にもとづき入院一時金等を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金は支払われなかった。しかし、告知の際に、募集人に対して「眠れないときに眠剤等をもらったことがある」と相談したところ、「それは告知しなくて大丈夫ですよ」等と言われたことから、告知義務違反による契約解除を取り消して、入院一時金等を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知に先立ち、申立人から睡眠薬を服用していることを聞いた事実はなく、告知しなくても良いかのような発言をした事実もない。
- (2)告知に先立っては、タブレット端末による重要事項説明や告知にあたっての確認事項において、募集人に話しても告知したことにはならないこと、質問には申立人自身で正確に回答を入力しなければならないこと等が繰り返し説明されており、申立人自身が確認ボタンを押して、説明内容を理解したことを確認した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約解除の取消しは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。